

船橋市立飯山満中学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

令和7年4月3日

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う学校行事などの活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、「いじめをしない」「いじめゼロ」などのポスターの掲示を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を年11回（8月以外の毎月）実施するとともに、意見箱の設置等のその他の必要な措置を講ずる。（臨時休校等があった場合は実施しないことがある。）
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

＜構成員＞ 校長、教頭、教務、生徒指導、養護教諭、SC、学年主任

(必要に応じて、道徳主任、PTA会長、学校評議員)

<活 動> アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

いじめ事案に対する対応に関すること。

<開 催> 週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言、いじめの観衆・傍観者への指導を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・ いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3年間計画

通年 定期的に学年主任会(校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・各学年主任)を開き全校生徒の実態を把握する。

4月・入学式に新入生を迎える心構えを確認する

- ・ 前期学級組織作りにおいて、すべての生徒を学級組織に参加させ学級における存在感を味わわせる。
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の具体的な取組について職員研修を行う。
- ・ 講師を招いて情報モラルを学ぶ。
- ・ 保護者会や面談を実施し、保護者との連携をはかる。
- ・ 生活アンケートを行い、早期発見に努める。
- ・ 部活動保護者会を実施し、保護者との連携をはかる。

5月・校外学習や修学旅行で仲間のよい面が発見できるようにする。

- ・ 生活アンケートを行い、早期発見に努める。

6月・生徒総会でよりよい学校生活を考える。

- ・ 事前アンケートを実施した上で、教育相談期間を設け、いじめの早期発見に努める。
- ・ 生活アンケートを行い、早期発見に努める。

7月・1, 2年, F組保護者会を実施し、保護者との連携をはかる。

- ・ 激励会を実施し、頑張っている人をみんなで応援する。
- ・ 生活アンケートを行い、早期発見に努める。

9月・生活アンケートを行い、早期発見に努める。

- 10月
 - ・後期学級組織作りにおいてすべての生徒を学級組織に参加させ学級における存在感を味わわせる。
 - ・体育祭への取り組みを通して、学級における存在感を味わう。
 - ・合唱祭への取り組みを通して、学級における存在感を味わう。
 - ・事前アンケートを実施した上で、教育相談期間を設け、いじめの早期発見に努める
 - ・生活アンケートを行い、早期発見に努める。
- 11月
 - ・人権集会を実施し、全校で人権について考える。
 - ・生活アンケートを行い、早期発見に努める。
- 12月
 - ・学校評価アンケートを行い、教育活動を振り返る。
 - ・生活アンケートを行い、早期発見に努める。
- 1月
 - ・学校評価アンケートの分析を行う。
 - ・新入生保護者説明会において、本校の「学校いじめ防止基本方針」を説明し、情報モラルの啓発を行う。
 - ・事前アンケートを実施した上で、教育相談期間を設け、いじめの早期発見に努める。
 - ・生活アンケートを行い、早期発見に努める。
- 2月
 - ・生活アンケートを行い、早期発見に努める。
- 3月
 - ・卒業式への参加を通し、学校における所属感を味わわせる。
 - ・保護者会を実施し、保護者との連携をはかる。
 - ・本年度のまとめをし、「学校いじめ防止基本方針」を見直す
 - ・生活アンケート（1・2年）を行い、早期発見に努める。